

国営造成施設県管理費補助事業（継続）

1 趣 旨

国営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設であって、都道府県が管理するもののうち、その規模及び受益面積が著しく大きく、かつ、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められるものについて、「国営造成施設県管理費補助事業」を実施する。

2 事業主体

都道府県

3 採択要件

排水機場、防潮水門、ダム又は頭首工であって

その操作が河川管理に著しい影響を及ぼすもの
関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められるもの
関係受益面積がおおむね3,000ha以上のもの
浸湛水被害防止の関係受益面積のうち非農地がおおむね20%以上を占めるもの
それぞれの施設において以下に掲げる一定規模等の要件に該当するもの

排水機場

- ・一機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又はこれと同程度のもの

防潮水門（関連施設を含む）

- ・年間利用水量がおおむね4,000万m³以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもの
- ・計画通水量がおおむね1,000m³/s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの
- ・その操作が地域社会の環境保全に影響するもの

ダム・頭首工

- ・設計洪水量がおおむね700m³/s以上のもの
- ・ゲート3門以上を有するもの
- ・一級又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするもの

4 補 助 率

1 / 3 （平成7年度以前採択は40%）

5 平成18年度概算決定額

1,255,019(1,304,091)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】